

## 第4章 現代に生きる人間の倫理 — 西洋近代思想 —

### 1. 人間の尊厳

#### 1. ルネサンスと宗教改革

##### <ルネサンス Renaissance>

中世ヨーロッパ……キリスト教支配、神中心の世界観、「人間は罪深い存在」

⇔近代（近世）……ルネサンス＝古代ギリシアの人間中心文化の“復興”

ヒューマニズム（人文主義）＝人間性を肯定的に考える

◎ ピコ・デラ・ミランドラ（1463-94、フィレンツェの人）

『人間の尊厳について』（これを発表しようとして教会から破門された。）

- ▶ 人間は他の被造物と違い、自由意志によって自分の行動を選べる。そこに人間の尊厳がある。

◎ レオナルド・ダ・ヴィンチ（1452-1519）……『モナ・リザ』『最後の晩餐』

当時の人間の理想像＝万能人（普遍人、Homo universalis）の代表的人物

※ “万能人”の先駆……アルベルティ（1404-72）

「人間は欲しさえすれば何事でも成し遂げることが出来る」

＝神から与えられた様々な能力を十分発揮することが、神の意志に応えることである。

◎ マキャヴェリ（1469-1527）

『君主論』……政治と道徳を区別。人間の行動を現実的にとらえる。

- ▶ 理想は「ライオンの勇気とキツネの狡知」を兼備し使い分けること。
  - ▶ 運命は人間の活動の半分を支配するものであるが、残りの半分は人間の自由意志の活動にまかされている。
  - ▶ 運命の神は女神であるから、冷静な人よりも冒険的な若者に屈する。
- ※彼自身は共和主義者。「ローマ論」も著す。

◎ エラスムス（オランダ、1466-1536、アルプス以北最大のヒューマニスト）

『愚神礼讃』（1511）……君主・貴族・聖職者の生活を風刺

- ▶ カトリックを批判したが、ルターのように離れはしなかった。  
→ 1524「自由意志論」を発表

⇔ 1525 ルター「奴隷意志論」……自由意志否定＝善行の否定

これは人間性を肯定するルネサンス・ヒューマニズムとは相反する

◎ トマス・モア（英、1478-1535）

『ユートピア』（1516）……“囲い込み”などを取り上げ現実を風刺

私有財産のない理想社会。しかし現代の目で読むと集団管理社会。

## <宗教改革 Reformation>

先駆者として、**ウィクリフ**（英、1320-84）、**フス**（ベーメン、1370-1415）  
同時代では、**サヴォナローラ**（1452-98、ルネサンス期のフィレンツェで神権政治）

ミュンツァー（ドイツ農民戦争指導者）

ツヴィングリ（チューリヒで活動） ← 2人とも“再洗礼派”

### ◎ マルティン・ルター（1483-1546、ドイツ人）

1517.10.31 『95箇条の論題』発表……贖宥状販売を批判

1519 ライプツィヒ討論……教皇派神学者エックとの論争。教皇権威を否定。

1520 主著『キリスト者の自由』を著す

1521 教会から破門 1521-22 聖書のドイツ語訳

「人は（善行によってではなく）信仰によって義とされる」（パウロ→ p.40）

→ 善行=教会への寄付などのこと

- ・ 贖罪（罪のゆるし）は信仰によってのみ可能（= 信仰義認 説）
- ・ 信仰のよりどころは聖書のみ（聖書中心主義）
- ・ 信仰する者はだれでも祭司である（万人祭司 主義）

カトリック教会の聖職者が「貴族」身分とされていることを批判

1524-25 ドイツ農民戦争……ルターは諸侯らにこの鎮圧を勧告

ルターは、世俗の権力は神の創造によるものとして尊重し、

純粋に信仰の世界の改革のみを考えていた。

※ルターの限界=20世紀まで続くドイツ人の世界観

内面的世界を重視し、外面的なもの（政治・経済など）を軽視

### ◎ カルヴァン（1509-64、フランス人、スイスのジュネーヴで活動）

著書「キリスト教綱要」

教義としては、ルターの聖書中心主義などを受け継ぐ

予定説……救済されるか否かは神の意志として既に決定されている

職業召命 観（英 calling、独 Beruf、天職）……ルター派にも見られる

「神の栄光」を実現するために禁欲的に天職に専念した

結果としての「富の蓄積」は救済の確信につながる、として肯定

※マックス・ヴェーバー（1864-1920）「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」

上記の職業召命観を、近代資本主義経済が発生する条件の1つと考える

## 2. 人間性の探究

### < モラリスト moralistes(仏) >

16～18世紀に随筆形式の手記を残し、人間の生き方を探求した思想家

◎ モンテーニュ (仏、1533-92,) ……著書『エッセー (随想録)』

“ク・セ・ジュ” (Que sais-je ?=私は何を知っているのか?)

= 懐疑主義 ……しかし「何も知ることはできない」という意味ではなく、

自分自身の考え方や態度を謙虚に問い直すことを説いたもの

→「寛容」を説く ……これを備えた理想人が「ジャンティ・オム (gentil homme)」

◎ パスカル (仏、1623-62) ……遺稿『パンセ』 (Pensées ← penser 考える)

・“人間は考える葦である”

・人間は、偉大さと悲惨さの間を揺れ動く 不安定な中間者

この悲惨さを直視すべきなのに、多くの人は「気晴らし」に逃げている。

・真理を認識するには 幾何学的精神 (=合理的・科学的精神) だけでは不十分  
繊細の精神 ……“繊細”だからこそ、ものごとの真理を“直観”できる。

→人間に神の愛を自覚させ、神とともに生きる喜びをもたらす

## 2. 近代の科学革命と自然観

### 1. 科学革命

……ガリレイからニュートンにいたる近代科学の成立過程をあらわす。

◎ コペルニクス (ポーランド、1473-1543)

地球は太陽の周りを公転している (地動説)、と説く。

◎ ガリレイ (イタリア、1564-1642)

同じく地動説を説き、宗教裁判にかけられる。

その他、振り子の等時性の法則、物体落下の法則、など

◎ ケプラー (ドイツ、1571-1630)

惑星の運動に関する法則 (楕円軌道で公転する、など)

◎ ニュートン (イギリス、1643-1727)

…… 万有引力 の法則、など。著書『プリンキピア』

※教科書に書いてあるように、彼らは「キリスト教の信仰ゆえに、この業績をあげた。」

つまり、「自然は、数学的に美しい法則に従っているはずだ。

なぜなら自然は、神がお作りになったものだから。」と考えたのである。

⇓

※しかし、彼らの科学的業績は、結果的には、キリスト教による迷信をうち砕いた。

## 2. 経験論と合理論

### <イギリス経験論哲学>

◎ フランシス・ベーコン (1564-1626) ……著書『ノヴム・オルガヌム (新機関)』(1620)  
“知は力なり” = 自然を理解することでこれを支配する

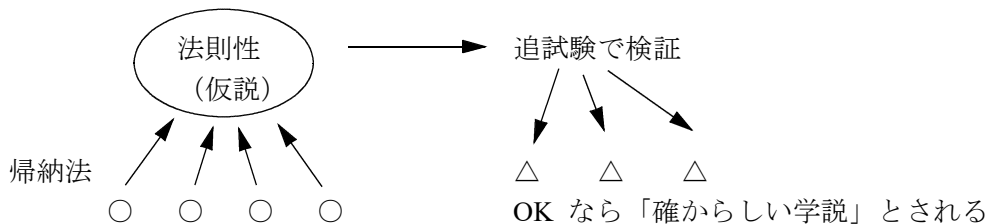
◆ 4つの イドラ (幻影、偏見などの意味)

事物を観察する際に排除すべき先入観のこと。

1. 種族 のイドラ ……人間中心に考えたり、物事を不変と思いきなりする
2. 洞窟 のイドラ ……個人が自己中心的に考える
3. 市場 のイドラ ……言葉の不適切な使用 (うわさ、早とちり)
4. 劇場 のイドラ ……伝統的権威などをうのみにする

自然に服従する (ありのままに理解する) ことによって自然を支配する

◆ 帰納法 ……経験から一般法則を導き出す



◎ ホブズ (1588-1679)

実在するのは物体とその運動のみ。普遍的実在などというものは無い = **唯名論**  
自然現象だけでなく心的現象も物体の機械的運動による。 = **機械論的自然観**  
外的物体が感覚 → 記憶となり、知識の源泉となる。

◎ ロック (1632-1704)

人間の生得観念を否定。生まれたときの心は「白紙 ( タブラ・ラサ )」  
白紙の人間が観念を持つのは、全て「**経験から**」である。

◎ ヒューム (1711-76) ……**懐疑論 (不可知論)**

・ 経験論を徹底 → 事物間の因果関係は必然ではない。

「**観念は印象の束**」 ……法則そのものは経験できない。単なる連想の産物に過ぎない。

・ 人格の同一性 (実体) は存在しない = 「自我は**知覚の束**にすぎない」

◎ バークリ (1685-1753)

「存在することは、(誰かによって) 知覚されることである。」

Esse est percipi (エッセ・エスト・ペルキピ)

<大陸合理論哲学>

◎ デカルト (仏、1596-1650) ……著書『方法序説』(1636)

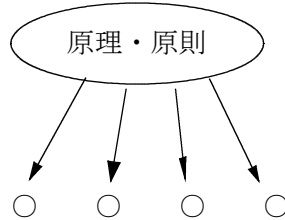
◆ 方法的懐疑 ……疑いうる全てのことを疑うことから始める

→第1原理「Cogito, ergo sum ( 我思う、ゆえに我あり )」に到達

コギト・エルゴ・スム

(仏語 Je pense, donc je suis.)

◆ 演繹法 ……原則をもとに数学的な証明の手続きで個々の事象を論証する



・ 良識 (bon sens、ボン・サンス) ……誰でも持っている (生得観念)

善悪の価値観など (理性)

↔ タブラ・ラサ

・ 近代的自我 ……高邁の精神をもって欲望を制御し主体的に考える人間

・ 物心二元論 ……「人間の精神」と「外界・自然 (= 延長・広がり)」とを区別

・ 機械論的自然観 ……人間は自然界の物体をさまざまな部品に分解し

それらを人間の生活に役立つように再び組み立てることができる

◎ スピノザ (蘭、1632-77、ユダヤ人だがユダヤ教会から破門) ……著書「エチカ (=倫理)」

◆ 汎神論 ……唯一無限なる存在=神=自然そのもの (神即自然) と考える。

それゆえ全ては神の決定によるので、人間の意志の自由は存在しない。

我々が自由だと考えているのは、無知だからにすぎない。

→ 永遠の相の下に認識する

事物を単に偶発的なものとしてではなく、神とつながる必然的なものとして認識する

◎ ライプニッツ (独、1646-1716、ニュートンとは別に微積分法考案)

◆ モナド (単子) ……物質の最小単位

モナドは変化せず、その組み合わせが変わるだけ (現在の原子論の基)

唯一絶対の完全者である神以外のモナドは、全て神によって作られる

→ 予定調和 ……神があらかじめ「モナドの調和」を定めてある。

苦痛や災いも、世界の存在のために不可欠なものである。

世界全体は、モナドの運動により理性的に展開していく。

### 3. 自由で平等な社会の実現

#### 1. 自然法・社会契約説

絶対王政を支える**王権神授説**

⇔ **自然法**・・・人間の共同生活を貫く平等で普遍的な法  
**社会契約説**・・・国家の形成を人民の契約関係で説明

◎ **グロティウス**（蘭、1583-1645）＝“国際法の父”  
著書『**戦争と平和の法**』・・・国際法・海洋法の必要性を説く

◎ **ホブズ**（英、1588-1679）・・・著書『**リヴァイアサン**』（1651）  
「万人は万人に対して狼である」＝人間の**自然状態**  
※しかし「死への恐怖」はある。そこで以下のように考える。

→この状態を避けるために個人はその自然権を統治主体（君主 or 合議体）に**譲渡**

→人民は国家権力に服従しなくてはならない（抵抗は許されない）

強力な主権の絶対性を主張 → 結果的にイギリスの王政復古後の絶対王政を擁護

◎ **ロック**（英、1632-1704）・・・『**統治論二篇**（市民政府二論）』  
彼によれば「自然状態」でも自由・平等だった。しかし人間は理性的な存在であり、  
自然権も無制限ではダメ。「法のないところに自由はない」と考える。

個人は契約によって自然権を統治者に委ねた（信託）

しかし、統治者が人権を侵害（＝契約違反）した場合にはその契約を破棄できる

→**抵抗権（革命権）**・・・名誉革命を理論的に擁護、アメリカ独立宣言などに影響

あくまでも主権は国民にある（主権在民）ということ

#### 2. 啓蒙思想（enlightenment）

全ての迷信・伝統的偏見・不合理な制度を、理性によって批判する。

→フランスで開花し全ヨーロッパに広まり、フランス革命に結実

（ドイツ・ロシアなどでは啓蒙専制君主による“上からの近代化”）

※『**百科全書**（Encyclopedie）』・・・1751-72、本文17巻、図版11巻  
単なる辞書を超えた思想史的意義

国王の専制政治と、教会の愚民化政策を、理性の力で覆すために  
合理的・実証的な知識体系の普及をめざす

↓

百科全書派（アンシクロペディスト、Encyclopedistes）

**ディドロ**（仏、1713-84）、**ダランベール**（仏、1717-83）

ヴォルテール、モンテスキュー、ルソーらも協力

◎ モンテスキュー (仏、1689-1755)

1748 著書『法の精神』……三権分立を説く

◎ ヴォルテール (仏、1694--1778)

1731 著書『哲学書簡 (イギリス便り)』

イギリス議会政治礼賛＝フランスの旧制度批判

キリスト教批判 (聖書は原始文明の産物、教義は争いと分裂の原因)

寛容論……宗教的寛容を説く

◎ ルソー (仏、1712-78、ジュネーヴ生)

※「自然に帰れ」……この点で他の啓蒙思想家と大きく異なる

『人間不平等起源論』(1755)

自然状態＝**幸福な未開人** (平等な原始社会)

↓

社会状態……私有財産制・文明社会の中で

不平等、支配と隷属の関係が発生・進行

『社会契約論』(1762)

人民が十分な情報を持ち、**直接民主制**で党派を組まずに議論し、常に公共的利益をめざす「**一般意志**」を形成する。

その根底には道徳的な“哀れみ”の感情がある。

⇔「全体意志」……個々人の意志 (=特殊意志) の総和

誰もがその身体と全権を一般意志の指導下に置く。

抵抗権は認めない。

(共同体への完全な譲渡、という点ではホッブズと同じ)

そして共同体の全構成員を不可分の一部として受け入れる。

＝この精神的共同体が「人民主権の国家」

※社会契約によって、**自然的自由**を失うかわりに**市民的自由**を得る。

『エミール』(1762)……教育論的エッセー →「第2の誕生」

従来の教育は社会的不平等への適応のためのものである。

→ 社会の悪影響を退け、子どもが元来持つ自然の善性を守り育てる。

※ 学校教育を創出したのも、「人間は教育を受けることによって人間になる」と考える啓蒙思想家たちだったが、ルソーは彼らとは全く考え方が異なる。

### 3. ドイツ観念論哲学

#### ◎ カント (独、1724-1804、現ロシア領ケーニヒスベルクの人)

理性を重視する啓蒙思想の流行の中で、「理性」そのものを分析した大哲学者。

『純粹理性批判 (Kritik der reinen Vernunft)』(1781)

……科学的認識能力の分析

ヒュームが、帰納法により導かれる法則を否定したことに対抗  
→人間は法則を考えるようにできている動物だ。

(因果律は理性が持つ認識の枠組みの1つだから)

#### **コペルニクスの転回**

認識が対象に依存するのではなく、対象が認識に依存する

- ①. 対象がなくては認識は成立しない。
- ②. 対象は**感性** (Sinnlichkeit、感覚器官) の持つ  
「時間」「空間」という枠組みの中で **直観** される。(=経験)
- ③. 直観されたものを整理・統合するのは、  
**悟性** (分析・判断能力) が先天的に (**ア・プリオリ**、a priori) に持つ  
「量・質・因果律などの思考の枠組み=**カテゴリー** (**範疇**)」である。  
※悟性 = Verstand (英、understanding = 理解力)
- ④. 認識できるのは、「**現象**」 = 感性がとらえたものを悟性が再構成したものである。**対象そのもの** = 「**物自体**、Ding an sich」は認識できない。

『実践理性批判 (Kritik der praktischen Vernunft)』(1788)

および『道徳形而上学原論』(1785)……道徳的理性の分析 (後述)

『判断力批判 (Kritik der Urteilskraft)』(1790)

……自然と道徳とを、「美」と「合目的性」で統合する「統制的判断力」

『永久平和のために』(1795)……国際的平和機関の提唱

以下、「実践理性批判」の道徳論 ⇔ ベンサム功利主義と対立

- 実践理性 ……行為の善悪を判断し、善を行うように命ずる理性 (=良心の声)  
これに従って生きるのが真の自由である。  
⇔感覚や欲求に従って生きるのは、**自然法則**に従う物質と同じであり、  
そのような生き方には「人間の尊厳」はなく、自由でもない。



- ・誰もが従うべき普遍的な道徳法則（**道徳律**、人間の理性に生まれつき備わる）がある。

「**汝の意志の格率**（個人が自分のために採用する行為規則）が、  
常に同時に普遍的立法の原理となるように行為せよ。」

＝「これが誰もが従う法則になればいいなあ、と思えるような法則に従って行為せよ」

- ・実践理性の命令は **定言命法**（無条件の命令）

⇕

世間的な忠告の多くは **仮言命法**（条件付き命令）

「推薦入試で有利になりたければ、ボランティアをしろ」

※ **結果が良くても**（適法）、**動機が不純ならば**「道徳的」とは言えない

この点で、功利主義やプラグマティズムと正反対の思想

- ・ **人格** ……道徳法則に自律的に従って正しく生きる主体  
人格として存在することに人間の尊厳がある

「自分及び他人の人格の内にある人間性は、  
常に同時に（尊重すべき）目的として取り扱い  
決して手段としてのみ取り扱わないように行為せよ」

- ・ **目的の国** ……相互の人格を尊重する理性的存在者の共同体

※カントの墓碑銘 ……「常に新たな感嘆と崇敬の念をもって心を満たす2つのものがある。  
わが上なる星空と、わが内なる道徳律である。」（『実践理性批判』）

### ※フランス革命・ナポレオン戦争を挟んでのヨーロッパ思想の大きな変化

フランス革命につづくナポレオンによるヨーロッパ支配は、「自由・平等を唱える国が他国を支配する」という矛盾を持っていた。そこで思想界においても、啓蒙主義の説く「普遍的真理に対する疑念が生まれ、各民族固有の歴史的条件によって真理も変化する、という考えが流行  
→ヘーゲル、歴史主義

- ◎ **フィヒテ**（独、1762-1814、※ナポレオン占領下で、「ドイツ国民に告ぐ」の連続講演）  
個人的な自我の根底に、超個人的な「絶対我」を置く。＝道徳的・理想的な絶対我  
個人的な自我、および自然（「非我」）はともに、絶対我が自己実現のために作り出したもの。

- ◎ **シェリング**（独、1775-1854、15歳で大学入学、23歳で大学教授）  
「同一哲学」 ……自我と非我の区別を否定。この2つは根本的に同一 ……「絶対者」と呼ぶ  
※晩年はこうした考え方を否定し、キルケゴール的な考えに向かう

◎ ヘーゲル (独、1770-1831)

カントの考える「自由」……個人の内面にある普遍的な道徳法則に従うこと



ヘーゲル……カントの考えを「個人の内側にとどまる主観的自由」と批判

・自由は、社会の法・制度の中で社会的・客観的・具体的に実現するもの

「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である。」

・「すべては歴史の中で変化する」＝生き方の基準も社会的環境の中で変化していく。

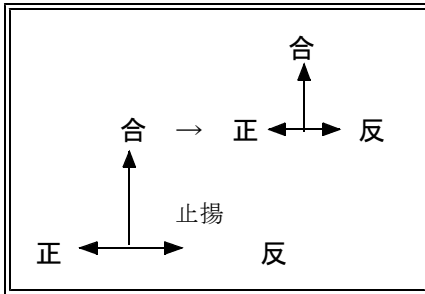
「世界史は自由の意識の進歩である。」

◆ 絶対精神 ……個人を超えた理性＝歴史を動かす原動力



◆ 弁証法 ……絶対精神の発展の法則

運動や発展は、矛盾や対立を原動力として起こる



正 (テーゼ) ……現状

反 (アンチテーゼ)

……現状に対する矛盾・対立

合 (ジンテーゼ)

……矛盾・対立を解消した新段階

止揚 (アウフヘーベン)

……より高い次元に移行し、

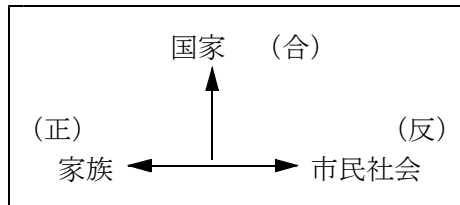
矛盾・対立を解消すること

◆ 人倫 ……「個人の良心 (道徳)」と「共同体のルール (法)」の中で

正しく生きる人間のあり方

その3段階……弁証法で説明

家族 (愛情による結合) と 市民社会 (欲望の体系) とを  
統合した最高の共同体が 国家 である、とする。



※. このように国家を重視する考え方は、全体主義につながるものとして、批判も多い。

※ デカルトに始まる「近代西洋哲学の大きな体系」は、ヘーゲルで終了。

以後は、「現実について」「行動の哲学」になっていく。